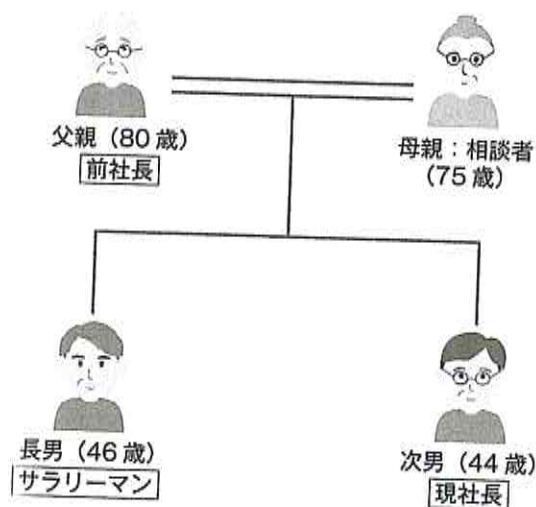


# 父親を説得することができるのか？

父親と母親、2人亡き後は公平に

相続診断士・税理士・行政書士 栗原 真平

## <家系図>



## <主な財産状況>

### 父親の財産内容

・ 自宅不動産 (一戸建)	4,000万円
・ 会社不動産	1億3,000万円
・ 賃貸用マンション	2,000万円
・ 別荘	1,000万円
・ 預貯金	3,000万円
・ 債務(会社不動産ローン) ▲	1億円
合計	1億3,000万円

### 母親の財産内容

・ 別宅	4,000万円
・ 空き家	3,000万円
・ 現預金	2,000万円
合計	9,000万円

## 1 家族の状況

父親と母親（相談者）の間に2人の息子。長男と次男にはそれぞれ家族がいます。長男は会社に勤めており、次男は社長で父親が営んでいた会社を引き継いでいます。

## 2 トリプル種

まず「なぜ私に相談されたのですか？」と相談者である母親に質問してみました。なぜなら、私は次男以外の家族とも何度か会ったことがあります。その印象からすればとても相続でもめるような家族ではないという気がしたからです。

相談者が言うには、「実は兄弟間でもめるとは思っていないのです。ただ、会社不動産については次男に相続させることを明確にしておかないと、次男も不安になるだろうし、万が一にでもめめるようなことがあれば、親としても悲しいので、自分が元気で動けるうちに相続問題は解決させておきたい。そして、これを母親としての最後の仕事としたいと思っています」とのことでした。

たしかに父親は難しい性格なので、次男との間で会社経営に関し度々口論になったこともあったそうです。会社を継いでくれた次男には本当に感謝しており、安心して会社が続けられるように会社に属する不動産は問題なく次男に渡るようにしてあげたいという相談者からは、子を想う母としての強い思いが伝わってきました。

もちろん、長男に対しても財産を残してあげたいという気持ちがあり、長男が将来住めるようにと買った別宅は当然長男に残してあげたいと考えていました。実際、その別宅と長男の職場が近く、長男が残業で遅くなった時などには度々別宅を使っているとのことでした。

長男と次男はそれぞれ持ち家を持っているため、本来自宅を残す必要はないそうですが、将来何かしらの用途で使うこともできるので、残してあげたいということでした。

ただ、ここで最大の問題は、父親にどのように説明をして、相談者の意向に納得してもらおうかということでした。父親は前社長で、自分が亡くなった時の話をされると機嫌が悪くなり、タイミングが悪ければ、怒ってしまいう可能性もあるということです。これは社長に限らず、一般的によくある話だと思います。

そこで、税理士でもある筆者が財産の評価額を算出した上で相続税額を計算し、司法書士がその計算結果に基づき、どのように遺言書を書くのかといったひな形を用意することにしました。そのひな形の内容を相談者と相談しながら改善していき、ある程度方向性が決まったところで、父親に遺言書作成の趣旨などを説明して納得してもらおうことにしました。

### 3 相続財産の棚卸し

財産の評価額を計算するために、相談者に預金通帳や固定資産税納税通知書等の資料を用意してもらいました。筆者に見せるために、これらの資料の他、不動産の謄本等も用意してくれたのですが、「自分で用意するだ

けでも2週間近くかかったのに、自分がいなくなった後に息子たちが親の財産に関する情報を一から探すとしたら本当に大変なこと」と自己の財産の棚卸しを行うことの大切さも実感していました。

用意してもらった資料をもとに、筆者が財産評価をした上で相続税額を計算したところ、2つの問題があることがわかりました。

1つ目は、相続の際にあげたい財産が偏っていることでした。というのも、長男に渡したい財産は相談者のほうに偏っており、次男に渡したい財産は父親のほうに偏っています。まず父親の財産状況に基づき、相談者の意向どおりに相続させた場合、借入金相殺後でも会社不動産の評価額が高いため、会社不動産と自宅を次男に相続させると、兄弟間において評価額ベースで不公平になることが予想されました。

次に、相談者の財産状況に基づき、相談者の意向どおりに相続させた場合、相談者の財産がほぼ別宅や空き家といった不動産に偏っているため、これらの不動産を長男に渡すと相談者の相続の際にも兄弟間において評価額ベースで不公平が発生することが予想されました。

この件に関しては、父親だけではなく相談者にも遺言書を書いてもらうことにより、タイムラグはあっても結果的には平等になるように配慮した遺言書を作成するということになりました。

二つ目は、渡したいと思っている財産以外の不動産についてです。賃貸用マンションと別荘がありましたが、特にどうするかを決めていなかったようで、かなり悩むことになりました。賃貸用マンションなどにも「思い出」はあるけれども、それほどの「思い入れ」があったわけではなかったようです。賃貸用マンションについては収益物件で使い道があるからまだしも、別荘は維持費もかかり誰も欲しいとは思わないだろうというのも大き



な理由でした。共有にするという意見もありましたが、不動産の共有は後々問題になる可能性があることを指摘したところ、別荘は売却するため不動産業者へ依頼し、賃貸用マンションは収益物件として活用するか売却するかして、相談者夫婦の老後生活資金に充てることにしました。

これらの内容を網羅した遺言書ができたので、いよいよ説明資料とともに父親へ説明する時がきました。まず、相談者が2人の息子に平等に財産を残したいことや財産に関する心配を早く終わらせ安心したいことなど、遺言書作成の理由を説明しました。その上で、相談者が、「私も遺言書を書くから、あなたも一緒に書きましよう」と伝えました。

筆者からは、財産状況及び現状における相続税額等を資料に基づき説明しました。

当初、難航するかと思われた報告ですが、相談者の想いを聞いて父親も快く納得してくれました。こうして、夫婦揃って、以下のような遺言書を書くことになりました。

#### 4 遺言書の作成

##### (1) 父親の遺言

第一条 遺言者は、遺言者が所有する次の金融資産を、遺言者の妻である相談者に相続させる。

第二条 遺言者は、遺言者が所有する賃貸用マンションの不動産を、遺言者の妻である相談者に相続させる。

第三条 遺言者は、遺言者が所有する別荘の不動産を、遺言者の妻である相談者に相続させる。

第四条 遺言者は、遺言者が所有する自宅の不動産を、次男に相続させる。

第五条 遺言者は、遺言者が所有する会社の不動産を、次男に相続させる。

##### (2) 母親の遺言

第一条 遺言者は、遺言者が所有する次の金融資産を、遺言者の夫に相続させる。

第二条 遺言者は、遺言者が所有する別荘の不動産を、長男に相続させる。

第三条 遺言者は、遺言者が所有する空き家の不動産を、長男に相続させる。

父親は「遺言だけでは、子どもたちに自分たちの想いがきちんと伝わらないかもしれない」というので、筆者が付言事項を書いてどうかと提案したところ、次の付言事項を追記することになりました。

(付言事項)

私、〇〇は、大事な家族のために遺言を遺します。

私は、社長として長い間働くことができてとても幸せでした。長年、会社を手伝ってくれたお母さんには本当に感謝しています。

長男〇〇、次男〇〇も立派に育ってそれぞれに幸せな家族を築いており、私は二人を心から誇りに思っています。

お母さんと相談して、会社不動産と自宅は次男に、別宅と空き家は長男に相続させることにしました。ただ、私が亡くなった時は相続財産の多くが次男に、お母さんが亡くなった時は相続財産の多くが長男にいくかたちになっています。しかし、私とお母さんの相続財産をあわせてみた場合には兄弟がもたらう財産は平等になっていますので安心してください。

決して、相続でもめることなく、私が亡くなった後も兄弟仲良く、お母さんを大切にして暮らしてください。

正式に公正証書遺言が作成された後の相談者の顔は、とても晴れやかでした。「これからは旅行や趣味の予定をいっぱい入れるわ」と言う姿はとても嬉しそうです。

後日、次男に会うと、相談者が次男に「会社不動産はあなたに残すようにしたから安心なさい」と言っていたとのことでした。微力ながら自分が関わってきちんと遺言を書いた件が、家族全員で共有された出来事であり、

「笑顔相続」の道標を示せたと思うと何とも感慨深いものです。



笑顔相続の力

少本項目は、いたいた原稿を元に、日本法令担当士業が記載するコメントになります。

遺産分割で重要なことは、それぞれの皆さんの納得性です。

本事業では、次男に会社を引き継がせたいという親側の想いと受け継ぎたいという次男の想いは一致しているものの、金額の不公平感という問題がありました。二次相続までを含めた提案によって、長男と次男に納得感を与えたところが、とても素晴らしい提案であったといえます。

親の意思がハッキリと示されていない相続は、相続人が法定相続分を主張するケースがほとんどです。本事業も何も残さなければ、長男から「次男に会社不動産を渡すことは納得しているが、それに見合う財産を受け取りたい」と言われても不思議のないところでした。

母親の二次相続まで含めて、法定相続分での遺産分割を考え長男に納得感を持たせたところが、とても素晴らしい提案であったといえます。

相続診断士は、高い視点に立って、すべての関係者が納得できる道筋を示して差し上げられる素晴らしい役割を持っています。相続に限らず、終活に関する知識も身に付けて、いつでもお客様の役に立てる相続診断士として精進してください。